

薬教協発第 18064 号

平成 30 年 12 月 20 日

病院・薬局実務実習地区調整機構委員長 各位  
薬学教育者ワークショップ実施委員会 委員各位

一般社団法人 薬学教育協議会  
代表理事 本間 浩  
(公印省略)

「認定実務実習指導薬剤師」の新規認定及び更新認定に係る  
薬学教育協議会「薬学教育者ワークショップ」および「アドバンスワークショップ」の  
修了証の取り扱いについて

このたび、公益財団法人日本薬剤師研修センターの認定する「認定実務実習指導薬剤師」の新規申請および更新申請に関する実施要領「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」（以下、実施要領）が改正されました。これに伴い、それぞれの申請において提出を求められる薬学教育協議会および各地区調整機構の発行する「ワークショップ形式の研修」の修了証（「薬学教育者ワークショップ」および OBE の伝達を目的とする「アドバンスワークショップ（以下、AWS）」の修了証）の取り扱いが変わります。

主な改正(変更点)と留意点を、日本薬剤師研修センターの発行する「講習会形式の研修」の受講証の取り扱いと併せて別紙の通り取りまとめましたので、各地区調整機構におかれましては、「認定実務実習指導薬剤師」の新規申請、又は更新申請を予定している薬剤師に、管轄区域の薬剤師会、病院薬剤師会、大学等を通して、周知徹底を図るようご協力をお願いいたします。